

意見の内容及び意見に対する本市の考え方

項目 1 「目的」の変更について（8 件）

NO.	意見	本市の考え方
1	目的はよいが学校教育機関に戻る支援であってほしい。	目的につきましては、見直し(案)でお示しいたしました方向で、不登校対策検討委員会の意見も参考にしながら検討してまいります。
2	改訂の方針はよいと思う。学校復帰を目指すのではなく、社会適応を中心に据えた方針が良い。	
3	「自立及び学校生活の～」に重視せず、家から一步出る、コミュニティのできる場に足を向ける、そのためには最初の一步は勇気がある。そのとき、出てきたときは、ほめる、ささえるなど、大人が寄り添う優しさが良いと思う。	
4	不登校のみならず、「不安や悩みを抱えている児童生徒や保護者」を対象とした点は、現状を踏まえた適切な文言だと感じている。「社会的な自立」や「支援」というワードもよいと思う。	
5	「社会的な自立に向けた支援を行うこと」と明記されることは、昨今の多様なニーズに応じるという点で適切な見直しだと感じる。たまたま、「その子が自分らしく過ごせる場所が学校ではなかっただけ」で学校に行かないことを選ぶ方も少なくないと思う。不登校の児童生徒やその保護者が、「学校に行けない(行かない)自分(子ども)」をネガティブに捉えないよう、様々な選択があることを仙台市が率先して取り組むことは大変意義のあることだと思う。	
6	「…(児童生徒の)将来的な生き方を模索し、個それぞれの能力の可能性を探るとともに、主体性の確立や(社会的自立に向けた)…」という文言を追加すべきと考える。なぜなら、社会的な自立を支援の目的にする以上、「これからどう生きるべきか」「何ができるのか」「今できなくてもこれから身に付けていくのか」という視点が不可欠だと思うからである。今すぐには難しいかもしれないが、試行錯誤の機会の保障は児童生徒の支援に際し必要なので、「模索」「探る」という文言を用いた。また、項目2の説明に「主体的」とあるので、「主体性の確立」を加えた。	皆様から寄せられたご意見につきましては、不登校対策検討委員会の意見も参考にしながら、各施策や事業内容に生かしてまいります。
7	目的の見直しで、「個に応じた働き掛けを通して、児童生徒の社会的な自立に向けた支援を行うこと」としているが、その為には事業において教育的な支援のみならず福祉的な観点からの支援も必要になってくる。また、本人・保護者の相談・支援に関する事業についても同様の視点が必要と思われる。従って、「教育」にこだわって縦割りの対応をするのではなく、福祉分野の支援情報も適宜収集・提供して支援につなげていただくと、本人・保護者にとっての不安や悩みの軽減につながるのではないかと考えられる。	
8	「児童生徒の社会的自立に向けた支援」社会的自立は集団浅慮に陥りやすく、個を尊厳する方針から児童生徒の個の自立に向けた支援となるような文面が必要かと思われます。	

項目2「名称」の変更について（12件）

NO.	意見	本市の考え方
9	保護者においても民間事業者においても、不登校相談事業の愛称が2つあることがとても分かりにくく感じる。1つにまとめてほしい。	施設の名称につきましては、見直し(案)でお示しいたしました方向で、不登校対策検討委員会の意見も参考にしながら検討してまいります。
10	名称 通称「児遊の杜」やわらかい響きが大好きです。	
11	名称はよいが学校教育機関に戻る支援であってほしい。	
12	「適応指導」には、ずっと違和感があったので、「教育支援」に変わるのは大賛成です。	
13	学校復帰を前提とした施設ではないことが明記されており、様々な児童生徒を受け入れる雰囲気が出て昨今のニーズに合っていると思う。	
14	名称については賛同します。	
15	機関の名称を「仙台市教育支援センター」にするのであれば、条例の名称もそれに合わせて「仙台市教育支援センター条例」にすべきであると考えている。	施設の名称につきましては、どんな施設なのか利用者がイメージしやすいかどうかという視点で、寄せられたご意見も参考にしながら検討してまいります。
16	改正案の呼称から受ける印象としてどうしても上から目線という行政側の堅い印象を受けてしまう。本人主体で考え、本人を支えていこうとこれまで取り組んできた仙台市の教育施策を生かして考えていくほうが良いと思う。「児遊の杜」や「杜のひろば」などの呼称は本人主体、仙台市らしい呼称で市民にもなじんできていることもあり、それを参考にした上で、本人の学びを支える機関として正式名称を「仙台市学びの支援センター」とし、本人主体の柔らかい呼称としてはどうか。	
17	「教育支援」を子供が聞いて分かる内容でお願いしたい。子どものまなび支援センターを提案する。	
18	「仙台市けやきサポートセンター」教育の名称は、指導を受ける側から指示的と取られる不登校の主体は生徒にある。生徒中心の考えをアピールしたほうが、受け入れやすいのではと思います。	
19	「児遊の杜」という愛称について、「児」という語のみでは、「生徒」を連想しづらいと考える。加えて、「児戯(に等しい)」などのように、ややネガティブな印象を与える恐れがある。かと言って、大幅な変更では長年親しまれてきた名称が無意味となりかねない。そこで、「児童生徒」「児遊の杜」を生かした新名称、「児生の遊杜」(「遊杜」は「ゆもり」または「ゆうも」)を提案する。	
20	支援という言葉を使わないでほしい。差別を感じる。不登校には様々な理由があるが、弱者ではないし、特別扱いなことでもない。ただ選択肢が必要なだけ。当事者としては支援という言葉は適応指導教室と変わらないと感じる。子ども目線でも『自分は支援されなければいけないダメな奴』と思うそうです。	

項目3「事業内容」について（13件）

NO.	意見（要約）	本市の考え方
21	「学校復帰」や「指導」というワードが無くなり、「支援」という言葉が使われ、さらに「学校」「教員」への支援や「関係機関や民間施設との連携」が盛り込まれた点は、確保法や実態に適ったものであり、賛成である。条例改正後、いかに条例内容を具現化していくかが大切だと思う。	事業内容につきましては、見直し（案）でお示しいたしました方向で、不登校対策検討委員会の意見も参考にしながら検討してまいります。
22	民間の団体としても、仙台市適応指導センターをはじめとしたさまざまな施設の皆様と連携できる機会をありがたく感じている。様々な施設の皆様の取組を知ることができ、当スクールの運営にも役立てさせていますので、今後も続けていただきたいと感じている。	
23	事業内容については、賛同します。	
24	現行の「不登校に係る情報の収集及び提供に関すること」の文言が削除されているが、これはそのまま残すべきと考える。なぜなら、不登校の実態や学校教育、教員の在り方などを描き出した上で考察、相対化する書物は多数出版されており、可能な限りそれらを集め、データベース化することは支援の一環として有効と思うからである。	「不登校に係る情報の収集及び提供」につきましては、見直し（案）でお示しいたしました内容に、寄せられた意見を盛り込む方向で検討してまいります。
25	今までも「不登校に係る情報の収集及び提供」という文言が入っていた事にびっくりした。現状では、当事者の子どもや保護者に届く情報はほぼ無いです。現行の情報も、どこの誰に向けて発信していますか？必要な人には届いていません。誰もが知り選択できる、子どもを中心に支える大人と共に考えていける場がほしい。そして、見直し案では逆にその文言が消えてしまっているようだが、なぜなのか。情報提供はしてほしい。そして、情報提供は、「子ども一人一人」に、一緒に考えてくれる大人や相談先があることを周知してほしい。どうしても当事者には届かない。スマホや電話をかける手段のない低学年も知るくらいにしてほしい。親すらも知る事が難しい現状だが、知ってもあえて子どもに教えない事も考えられる。それは、子どもの権利の侵害になっている。大人は選択肢などの情報を伝える義務がある。保護者、学校や教員も同じ情報を共有していく事で、子どもを守るという事も必要。	
26	学校の教員によっては、発達の2次障害によって不登校になっている児童の理解に乏しい方、また、民間施設との連携を図る意味合いをはき違え、児童を学校に来させるように無理強いをしてしまう方など意外と多く、支援に支障をきたしてしまうことがある。本来、子どもたちの社会的な自立のため、教育機関と連携していきたいと思っているので、教員の理解を深めるための研修など多く取り入れていただきたい。	皆様から寄せられたご意見につきましては、不登校対策検討委員会の意見も参考にしながら、具体の事業に生かしてまいります。
27	相談については、多様な相談に応じられる体制が望まれる。学校現場経験者ではないほうがよい。	
28	学校で情意的な教科と言われる音楽・図工美術・技術家庭・体育（スポーツ）・スピーチなどの能力を伸ばせる場所がほしい。	
29	相談員のレベルアップ、明るく、元気、さりげなく言葉の端々に大切なことを教える。そして子どもたちからたくさん声を引き出す。	

NO.	意見（要約）	本市の考え方
30	開所当時から民間の関わるメンバーにあまり変化がない。新しい企業やボランティアグループを入れることで、職場体験の場も広がり新鮮な感動が生まれる。	皆様から寄せられたご意見につきましては、不登校対策検討委員会の意見も参考にしながら、具体の事業に生かしてまいります。
31	大人を変えるのは難しい。今まで同様お互い保護者同士話し合うことは気持ちをやわらげるとも良いことと思う。横のつながりの経験の少ない子どもたちは自分の家庭のこと以外知らない。できるだけ、外行事、自然に触れ、話をしたり、歌を歌ったりと気持ちを開き発散させることで、少し開けてくるのではと思う。	
32	原因が分かるものについては、その原因を把握することも大事だと思う。民間機関との連携については、新聞記事などを読むと福祉の要素が多く「自由、遊ぶ」などを取り入れて学校教育とは程遠い。単なる居場所作りにするのか、原因（虐めやカリキュラムについて行けない、障害が少しあるなど他）を追究して今後の教育に役立てるのか、なども教育委員会や市の役割だと考える。原因究明がなければ「教育を受ける義務・権利」として単なる結果処理として終わってしまうと思う。	
33	関係機関や民間施設との連携については、連携する関係機関の中に不登校児童生徒を診察している医療機関や福祉的な支援を行っている福祉施設も加えてはどうかと思う。その上で、不登校問題や社会的な自立について検討するネットワーク会議等を事業として加え、支援や対応について幅広く議論していけると良いのではないかと考える。	

その他（9件）

NO.	意見（要約）	本市の考え方
34	全体的に見直しは大切なことで、時代に合わせていく必要性は避けられない中、民間施設と連携を取ってくださることは期待したいです。具体的にどういうことが「連携」なのか、相違がないように明確にしていきたいです。連携という文言が入った事はとても良いと思うが、連携先との間で合意形成をした連携になるかが心配。押しつけにならないか。子どもの最善の利益のためにやってほしい。連携の名のもとに、家庭やフリースクールのスタッフ側にだけこれ以上負担を強いるようにはならないでほしい。民間の居場所スタッフが無償で書類を作成したり会議に出席したりすることは、そのコストを利用者の家庭が負担する利用料などとして転嫁されることになる。子どもをみる人員や時間が減ることも子どもの利益にならない。想いをきちんと受け止めてもらえるから元気になるのに、それがないがしろにされては、一番傷つくのも子ども。それをさせるならば、税金を払っている家庭へ、きちんとした経済支援を月数万円の単位で（他でもやっている自治体が今増えてきているように）仙台市でもやってから求めるべき。	経済的支援につきましては、教育機会確保法の中で、国は必要な措置を講じることとされており、引き続き国へ要望していくとともに、不登校対策検討委員会の意見も踏まえ検討してまいります。
35	学校以外の場で学ぶことを選んだ児童生徒の家庭への金銭的な援助についてです。授業料は提供するサービスやスタッフの質を担保するためとなっている。金銭的な理由で学校以外の場で過ごすことを諦めるご家庭も少なくないと思う。義務教育期間の児童生徒の学びの機会を確保するためにも、適切な方法で必要な家庭への金銭的な援助ができるよう法を整備できると、より多くの児童生徒が自分らしく学ぶことができるのではないかと感じている。	

NO.	意見（要約）	本市の考え方
36	<p>市民による不登校児童生徒の支援だが、学校対応の中に中学 3 年生の進路について生徒・保護者に決定を促すときに多少ながら不快に感じ負担になるケースがあるようだ。センター、学校、支援機関(個人を含む) が連携と協働が取れるような文言を記載できればと思う。民間支援機関または個人からの支援を受けている児童生徒について、学校と連携協働し支援する。義務教育期間であるため。経済的負担と教育の質の確保が重要である。民間支援機関または個人は、児童生徒および家族の支援について、センターと連携協働し健全育成と質向上に努め公序良俗に反するような営利を求めないようにすることとする。また、不登校を奨励するような広報活動は控えなければ」ならない。</p>	
37	<p>民間の施設へ通学した際の出席日数の在籍校での通知票への取り扱いについてです。民間の施設に出席した日数を在籍校の出席扱いとした場合、通知票に記載するかどうかは各学校の判断となっているかと思うが、「通知票への記載を推奨する」と仙台市として発信することを検討いただけないか。仙台市外在住のお子さんではあるが、今年度実際にあった事例で、通知票にフリースクールへ出席した日数の記載がなく、落胆された保護者の方がいた。その学校では要録上の出席扱いになっているが、保護者の方は、開示請求をしなければ見ることのできない指導要録ではなく、『学校と家庭をつなぐ通知票』にお子さんの頑張った証である、当スクールへの出席日数も記載してほしい。</p>	<p>出欠の取扱いにつきましては、学校へ周知しているところではございますが、引き続き徹底してまいります。</p>
38	<p>出席日数は子どもの学びを保障したことにはならないので、あくまで子どもの人生にとっては補助的なもの。そのためのやり取りがよく「連携」と呼ばれることが多い。それよりも、出席日数が高校進学の際のハードルにならないよう、入試のシステムを改革してほしい。</p>	
39	<p>「学びたいと思ったときに学べる環境」と資料 3 ページにあるが、現状の仙台市では、どこに行けば良いのか？これからの子供たちも、どこに行ける設定を設けていただけるのでしょうか？</p>	
40	<p>適応指導センターを利用するにあたり、子供の主治医の児童精神科医より、どうして時間がかかるのか？早期介入が必要であることに対して、上手く関われなかった在籍校にインタビューを行うことや、医師に診断を受けていること、市教委ソーシャルワーカーを通してあるにも関わらず、適応指導センター所属のカウンセラーの形式的な面談などがあり、週一回の訪問を受ける話も縦割りの対応で、子供に必要なケアを受け始めることも労力が必要であった。適応指導センターの制度は早期対応にはなっていない。宮城県の制度として、大河原教育事務所での「児童生徒の心のサポート班」があり、深刻な相談の場合は、自宅や最寄りの市民センターなどを借りてまで個別の面談を親にしてくれる。教育委員会の中に独立した班で臨床心理士、社会福祉士が所属で親にも学校にも意見、指導、改善を言える立場の部署は市教委にあるのか？</p>	<p>皆様からの様々なご意見につきましては、今後の施策・事業内容の検討の際に参考としてまいります。</p>
41	<p>子供にも親にも毎日がある。適応指導センターの週一回、もしくは杜のひろばであれば毎日だが、その移行も年度途中ではできない。年度末年度初めのお休み期間も不登校児には行き場所もなくなる厳しい休みです。大人の学校制度の古いやり方で、始業してからの受付が、子供たちの活動の機会も先延ばしされている。</p>	

42	1週間に2時間しか使えないのが不便。また、新学期の最初1～2か月ほど使えなくて放置されるし、何年も通っていても、年度ごとに申請せねばならないのが本当に困っている。また、児遊の杜と杜のひろばの併用であったり、転籍が自由にできるようにしたりしてほしい。いずれにしても、当事者の意見をよく聞いて制度を変えてほしい。	
----	--	--